

回数 〔年度〕	問	題
第73回 〔令和5年度〕	<p><b>問1 (25点)</b></p> <p>固定資産税の納税義務者に対する情報開示制度のうち、縦覧制度、固定資産課税台帳の閲覧制度及び台帳記載事項の証明制度の3つについて、それぞれの制度の趣旨、制度を活用できる期間、活用できる者の範囲、縦覧・閲覧・証明を受けることができる項目について、比較して説明しなさい。</p> <p><b>問2 (25点)</b></p> <p>固定資産課税台帳の種類及びその概要について説明しなさい。</p> <p>その上で、以下の場合について、固定資産税の納税義務者が誰となるのかについて、その理由も含めて説明しなさい。なお、A、B、C、D、E、F及びGは、いずれも個人とする。</p> <p>(1) 登記簿に登記されている土地について、AからBへ売買によって所有権が移転し、賦課期日前に登記簿上の所有権の移転登記がされている場合における当該土地の納税義務者</p> <p>(2) 登記簿に登記されている土地について、賦課期日前にCからDへ売買によって所有権の移転があったが、登記簿上の所有権の移転登記がされなかった場合における当該土地の納税義務者</p> <p>(3) Eが賦課期日前に家屋を建築したが、当該家屋の登記がされていない場合における当該家屋の納税義務者</p> <p>(4) 賦課期日前に土地の登記簿上の所有者であるFが死亡し、Fの子であるGが相続（所有）したが、登記簿上の所有権の移転登記が行われなかった場合における当該土地の納税義務者（Fの相続人はGのみとする。）</p>	